

民生福祉常任委員会記録

令和3年5月28日

【開催日】 令和3年5月28日

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午前10時25分～午前11時44分

【出席委員】

| | | | |
|-----|--------|------|-------|
| 委員長 | 大井 淳一朗 | 副委員長 | 水津 治 |
| 委員 | 河崎 平男 | 委員 | 杉本 保喜 |
| 委員 | 松尾 数則 | 委員 | 矢田 松夫 |
| 委員 | 吉永 美子 | | |

【欠席委員】 なし

【委員外出席議員等】 なし

【執行部出席者】

| | | | |
|------------------------|--------|---------------|-------|
| 副市長 | 古川 博三 | | |
| 福祉部長 | 兼本 裕子 | 福祉部次長 | 岩佐 清彦 |
| 高齢福祉課長 | 麻野 秀明 | 高齢福祉課主幹 | 大井 康司 |
| 高齢福祉課課長補佐兼地域包括支援センター所長 | 荒川 智美 | 高齢福祉課主査 | 篠原 紀子 |
| 高齢福祉課高齢福祉係長 | 原川 寛子 | | |
| 子育て支援課長 | 長井 由美子 | 子育て支援課主幹 | 別府 隆行 |
| 子育て支援課主査兼保育係長 | 野村 豪 | | |
| 市民部長 | 川崎 浩美 | 市民部次長兼環境課長 | 梅田 智幸 |
| 文化スポーツ推進課長 | 石田 恵子 | 文化スポーツ推進課課長補佐 | 南部 聡 |
| 文化スポーツ推進課スポーツ振興係長 | 三浦 裕 | | |

【事務局出席者】

| | | | |
|------|-------|--------|-------|
| 事務局長 | 尾山 邦彦 | 庶務調査係長 | 田中 洋子 |
|------|-------|--------|-------|

【付議事項】

- 1 議案第47号 令和3年度山陽小野田市介護保険特別会計補正予算（第2回）について
- 2 議案第53号 山陽小野田市立保育所条例の一部を改正する条例の制定について
- 3 議案第52号 山陽小野田市立サッカー交流公園条例の一部を改正する条例の制定について

大井淳一郎委員長 おはようございます。ただいまより、民生福祉常任委員会を開会いたします。お手元の審査内容に従って進めますので、委員会運営に御協力のほどよろしくお願いいたします。審査に先立ちまして、この度の人事異動で担当職員が変わっていますので、一言御挨拶いただきます。

原川高齢福祉課高齢福祉係長 高齢福祉課高齢福祉係の原川と申します。よろしくよろしくお願いいたします。

大井淳一郎委員長 そのほかはよろしいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、審査に入ります。議案第47号令和3年度山陽小野田市介護保険特別会計補正予算（第2回）についての説明を受けたいと思います。

麻野高齢福祉課長 それでは、議案第47号令和3年度山陽小野田市介護保険特別会計補正予算（第2回）について御説明いたします。今回の補正は、40歳から64歳までの健康保険加入者が負担している介護保険第2号保険料について、社会保険診療報酬支払基金から市町村へ交付される診療報酬支払基金交付金の令和2年度分の精算に伴うものです。5ページ、6ページをお開きください。歳出の5款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、3目償還金、22節償還金、利子及び割引料の償還金188万3,000円は、令和2年度の精算により超過交付となった地域支援事業費分に係る診療報酬支払基金交付金の返還に伴うものです。次に、歳入の4款支払基金交付金、1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金、2節過年度分の介護給付費交付金491万8,000円は、令和2年度の精算により追加交付となる介護給付費に係る診療報酬支払基金交付金に伴うものです。続きまして、同じく歳入の7款繰入金、1項一般会計繰入金、3目その他一般会計繰入金、1節事務費等繰入金は、先ほどの診療報酬支払基金交付金の精算に伴う返還及び追加交付に関する財源として、一般会計からの繰入れを行うものですが、令和2年度は、介護給付費分の追加交付額が、地域支援事業費分の返還額を上回ったことから、303万5,000円を減額するものです。御審査のほど、よろしくお願いいたします。

大井淳一郎委員長 歳入と歳出を併せて、皆様から気になる点や疑問に思った点を聞いてください。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは質疑を打ち切ります。それでは討論はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。それでは採決に入ります。議案第47号令和3年度山陽小野田市介護保険特別会計補正予算（第2回）について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

大井淳一郎委員長 全員賛成で可決すべきものと決しました。続きまして、議案第53号山陽小野田市保育所条例の一部を改正する条例の制定についての説明を求めます。

長井子育て支援課長 議案第53号山陽小野田市立保育所条例の一部を改正する条例の制定について御説明します。この条例は、地方自治法の規定に基づき、児童福祉法に定められた保育所に関して定めているものです。改正内容は、厚狭駅南部地区に建設中の山陽地区保育所について、名称をねたろう保育園と、位置を山陽小野田市桜2丁目3番21号と、定員を140名と定めるものです。また、当保育所の供用開始と同時に、下津保育園、津布田保育園及び出合保育園を廃止するものです。施行日は令和4年4月1日です。それでは、山陽地区保育所の名称決定の経緯を御説明します。当保育所が子供たちの笑顔であふれ、保育所を利用される方や地域の方等の多くの方々に愛される施設となるよう、親しみやすく、覚えやすい名称にするために、令和3年1月4日から1月29日までの間、市民に名称を募集したところ、109人から160件の応募がありました。応募内容の詳細は、お配りしている資料のとおりです。応募を参考に、最もふさわしい名称を選考するため、山陽地区保育所名称検討委員会を設置しました。委員は7人で、委員長は副市長、副委員長は福祉部長、その他の委員は子育て関係者二人、保育園長一人、主任保育士一人、子育て支援課長です。子育て関係者二人は、子供子育て協議会から推薦を受けた方々です。令和3年2月19日に名称検討委員会を開催し、委員全員出席の下、協議しました。名称検討委員会では、「子供たちが言いやすい名称が良い」、「応募が多かった名称を尊重するのが良い」などの意見がありました。160件の応募のうち4分の1を占める40件が「ねたろう保育園」が良いという結果であったため、この

名称について協議しました。「ほかの公立保育所は、所在地域の名称が保育園名となっているため、方向性が異なる」という意見もありましたが、山陽地区保育所には一つの地域の名称を付けることは避けるべきという協議結果に至りました。その理由は、所在地である桜2丁目から名称を決めると、市内の既存の私立保育園と混同されやすい名称になってしまうため、また、山陽地区保育所は3園の統合による保育園であるためです。また、「ねたろう保育園」という名称は、最も応募が多かった名称であると同時に、地元自治会や保育園関係者など、今後保育園と身近に関わる方からの応募が多かった名称でもあります。この名称に愛着を持って、保育園を育てて行けるように願って、「ねたろう保育園」という名称が選考されました。名称検討委員会の選考結果を受け、商標登録等も確認し、支障がなかったため、新しい保育所の名称は、「ねたろう保育園」に決定しました。定員は、平成29年1月に策定した山陽小野田市公立保育所再編基本計画において、「再編後の公立保育所の定員は、保育所入所児童数の実績や将来見通しを勘案の上、検討すること」としており、山陽地区保育所の定員は、統合する保育所の5年間の児童数の平均値や想定される待機児童数等を考慮した上で、140人としております。御審査のほどよろしくお願いいたします。

大井淳一郎委員長 委員の皆様からの質疑等を受けたいと思いますが、いかがでしょうか。

矢田松夫委員 この名称は、自治会便で全戸配布されたアンケートにより募集されたと思います。その中には、「えきなん保育園」、「さんよう保育園」、「ねたろう保育園」の三つが示されていましてね。これは誘導尋問と言いますか、アンケート結果に少し影響したんじゃないんですか。

別府子育て支援課主幹 市が名称を募集する際にお示しした応募用紙の中に、名称の案を六つ設けていました。これは、地域の名称等特色がある名称にするため、こういう名称が考えられるという案をお示ししました。しかし、自由な意見を記入する欄も設けておりますので、誘導尋問するような意図は全くありません。

矢田松夫委員 影響はなかったということですか。しかし、「チラシを見て、丸を付けて下さい」と書いてあるなら、選択肢の中から選ぶ人が多くな

るのは、明らかでしょう。違いますか。

別府子育て支援課主幹 裏面に自由記載欄を設けておりますので、誘導するよ
うな意図は全くありませんでした。

大井淳一郎委員長 私は応募用紙を事前に見ていますが、応募用紙を見ていな
い委員には、矢田委員の意図が伝わらないと思います。応募用紙を資料
として配布してください。これを見た上で話し合ったほうがいいと思ひ
ます。それでは暫時休憩します。

午前10時38分 休憩

午前10時43分 再開

大井淳一郎委員長 それでは委員会を再開します。先ほど矢田委員から質問が
あった応募用紙を配布していただきました。この応募用紙をどのエリア
に配られたかを説明してください。

別府子育て支援課主幹 この度の再編対象である下津保育園、津布田保育園、
出合保育園では、園児を通じて、保護者全員に応募用紙を配布しており
ます。それから、再編対象である地域には、各戸配布しています。

矢田松夫委員 「アンケートは、誘導質問じゃない」と言いましたが、「丸を
付けてください」と書いてあるんですよ。そう書いてあれば、自由記述
欄を見る前に丸を付けますよ。この中にイメージどおりの名称がなかつ
た人は裏面に行くけど、普通は選択肢の中から選ぶじゃないですか。見
解の相違と言われたが、これは誘導尋問だと思います。

別府子育て支援課主幹 応募用紙の米印のところに書いてあるように、「上の
候補は、他の公立保育所同様、立地場所をイメージしやすい名称として
考えたものです。」ということで、六つの案を示しています。事務局と
しては、事前にこういう名称がいいと考えていたものは全くありません。
ゼロから名称を付けたいと考えていました。しかし、少しでも多くの方
から御意見を頂きたいという思いがあり、案を示し、その中から選んで
いただくほうが、より多くの案を頂けるのではないかと考えました。そ

のため、案も示した上で、案の中に良いものがなければ、裏面で自由に記入できる応募用紙を作りました。結果として、六つの案以外にも、合計68の御意見を頂いています。その中で一番得票が多かった名称が「ねたろう保育園」という結果でした。案としてお示しした六つ以外にも多くの案があったと考えています。

長井子育て支援課長 補足します。応募用紙は、確かに六つの案を示しています。その六つの案に丸を付けた方のほとんどが、下の「丸をつけた理由があれば御記入ください。」というところに、「なぜ自分はその案を支持するのか」という思いを書いてくださいました。ですので、事務局としては、それぞれの方々が「六つの案の中からどれかを選んだ」ということではなく、「六つの案の中に自分の思いを表す保育所の名称があった」と捉えております。「ねたろう保育園」は、六つの案の中の一つですが、「厚狭といえば「ねたろう」が一番親しみやすい」、「子どもに親しみやすい」などたくさんの「ねたろう保育園」という名称を希望する思いを書いていたと思います。皆様は、「案の中にあるから丸を付けた」のではなく、「思いを持って丸を付けた」と解釈しております。

矢田松夫委員 僕はこの名称がいけないと言っているんじゃないんです。ただ、名称を決める過程について、「アンケートの内容が結果として誘導的になり得た」とお答えになったら、それで終わるんですよ。しかし、弁解ばかり言っているでしょう。結果としてこの名称になったのは、アンケートの1枚目が選択式だったから、この名称が大勢を占めたからじゃないかと、アンケートが2枚目の自由記載欄から始まっていけば、皆の率直な意見が出てきていたと思うんですが、いかがでしょうか。

別府子育て支援課主幹 決して弁解をしているつもりはありません。課長が申し上げたように、「ねたろう保育園」に40人が丸を付けていただいております、そのうち31人から具体的な思いを頂いています。弁解と言われましたが、事務局としては誘導尋問をする意図はありません。

矢田松夫委員 ああ言えばこう言うね。僕は誘導があったと思うんだけど、僕の見解とそっちの見解が違うから、もう結構です。名称の決定方法は、令和3年2月19日に、名称検討委員会を1回開催したということですね。しかし、最終的には、その会議結果を考慮した上で、最終的には市

長が決めるということですが、市長は、ねたろう保育園で良いと最終的に決裁されたんですか。

長井子育て支援課長 市長の決裁により決定しました。

大井淳一郎委員長 名称検討委員会が決定した結果を基に、市長が名称を決定したという理解でよろしいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）そのほかはありますか。

吉永美子委員 名称の募集方法について、気になったことがあります。「ねたろう保育園」が一番多かったから」と言われましたね。多かったからこれに決定したということであれば、矢田委員が言われるように、案として示したことにより誘導的になったと捉えられても仕方ない部分があると思うんです。職員がどういう名前がいいのか一生懸命考えて六つの案を出したこと自体を否定する気はありません。しかし、大事なのは、市民が自分で考えた名称が63件あるということです。このまま「ねたろう保育園」に決まるのであれば、応募された方々が納得できるお知らせをして、応募された方々の気持ちを大事にしていきたいと思いません。例えば、一人が考えた名称であったとしても、その案が示されていれば、それに決まる可能性があったと思うんです。だから、最初に「案に丸を付けてください」から始まっていけば、案から選ばれやすくなり得ると思うんです。ですので、応募してくださった方々に対しては、連絡先も分かっているでしょうから、理由や結果をきちんとお知らせし、市に対して意見を述べようという市民のお気持ちを大事にしてほしいと思います。

長井子育て支援課長 委員がおっしゃるように、案を考えてくださった方々の思いを酌んで、きちんと丁寧な説明を心掛けたいと思います。

河崎平男委員 「ねたろう」という名称は、歴史に根づいています。また、バスのねたろう号、寝太郎人形、寝太郎公園等地域のシンボルにもなっています。寝太郎伝説は、市のふるさと文化遺産にもなっております。園児はもちろん保護者にも、地域の歴史資源として継承するべきと思いますが、いかがお考えですか。

長井子育て支援課長 市民の皆様からも、「寝太郎物語を子どもたちにも分かるように伝えてほしい」という御意見を頂いています。「ねたろう保育園」という名称に決まりましたら、保育の中でも、自分が通っている保育園がなぜこの名称になったかを分かりやすく伝えたいと思います。

河崎平男委員 よろしくお願いたします。

吉永美子委員 109人から160件の意見があったということは、複数の案を出している人がいますよね。六つの案に丸を付けて、自由記述欄にも自分が考えた名称を書いた方はおられましたか。

別府子育て支援課主幹 109人の中には、一人で何個か意見を出された方もいらっしゃいます。その中には丸も付けて、裏面に自分が良いと思う名称を記入された方もいらっしゃったと記憶しております。

杉本保喜委員 アンケートに「提出者の情報を記入してください」とあります。これは、どういう意図か教えてください。

別府子育て支援課主幹 この度は、応募者の要件を「保育園に在園する児童」、「市内在住の方」等に設定し、誰でも応募できる形を採りませんでした。そのため、要件を満たしているか確認するために設けています。また、名称を検討する際に、いろいろ分析したいと思いましたが、この欄を設けました。

杉本保喜委員 「提出者の関係」を見ると、「その他の市民」である提出者は、1名になっています。この1名は、保育園のエリア内の方か、それとも全く違うところの方か分かりますか。

別府子育て支援課主幹 集計するとき、保育園関係者や自治会関係者は分かりますので、そのように集計しています。1名については、具体的には覚えていませんが、例えば、小野田地区南部の方のような、全戸配布した自治会の方でもなく、保育園の関係者でもないということで、「その他の市民」として集計しています。

大井淳一郎委員長 旧小野田地区には配布していませんね。今の説明があった

小野田地区南部は例示とおもいますが、そういう場合も想定していたのですか。

別府子育て支援課主幹 厚陽地区以外の山陽地区の方には、全戸配布しました。また、それ以外の多くの方々からも御意見を頂きたいと思いましたが、ホームページ、フェイスブックやツイッターで広く周知しました。

吉永美子委員 子育て総合支援センターには、「スマイルキッズ」という愛称があります。この愛称を決めるときは、案を示して募集していませんでしたね。今回との違いは何でしょうか。

別府子育て支援課主幹 スマイルキッズは、市に一つしかない施設ですので、例えば、地元をイメージできる名称等にこだわらなくて良いと考えました。これに対して、この度の保育所は、地域の方からかわいがっていただける施設の名称にしたいという思いがあり、ある程度地域がイメージができる名称を事前に挙げ、多くの方から意見を頂きたいという思いがありました。この点の手法の違いです。

吉永美子委員 応募用紙に「応募に当たっては、他の公立保育園同様、立場所のイメージがしやすい名称を考えてください」と注意書きをするという形もあり得たと思いますが、そこに考えは至らなかったのでしょうか。

別府子育て支援課主幹 この度は、保育所という施設の特性を考えて、多くの方々から意見を頂きたいと思い、一番良い手法を採用したつもりです。しかし、御指摘のように色々な手法があったかと思えます。考え方によっては、今回採った手法以外にも良い手法もあったと思えますので、今後、類似の事例があれば、最適な手法を考えたいと思えます。

松尾数則委員 確かに、ほかの委員も言っておられるように、案を示して丸を付けるという手法には、釈然としないものがあります。これは、次回からは是非改めていただきたいです。新しい保育所の周りには、私立保育所もありますよね。定員は140名ということですが、これは、何名ぐらい増やせる等、そういったことはあるんですか。

別府子育て支援課主幹 一般的に、定員の120%までであれば、受け入れて

よいとなっています。

矢田松夫委員 位置は「山陽小野田市桜2丁目3番21号」となっていますが、これまでは「3番地119」でしたが、なぜ変わったのか説明してください。

別府子育て支援課主幹 住居表示の関係で変わっています。建物の供用が開始されると、住居表示が入りますので、議案には住居表示後の位置を記載しています。

矢田松夫委員 定員ですが、充足率を考えた上で、140人にされていますが、実際には出合保育園が少なくて下津保育園が超過になっていますね。令和4年4月1日時点で140人の定員を超えるのか、定員以下なのかという見込みは考えていますか。

長井子育て支援課長 令和4年度4月時点で定員を超えない見込みです。

矢田松夫委員 入園希望者が増えることも考えられますが、定員を超えないという計算は、3園の園児数の平均を合計したものですか、それとも定員を超過する入園希望者を他園に案内するなどして除外したものですか。

別府子育て支援課主幹 定員は、平成29年に策定した公立保育所の再編基本計画の中で140人と定めています。希望する保育所に行くことができない方もいらっしゃいますが、待機児童については、市を一つの区域としています。再編基本計画では、人口ビジョンに基づいた人口予測を計算し、未就学児の人数と実際に保育所に通う児童の人数を計算し、過去何年でどのくらい保育需要が伸びているかという計算をしています。その上で過去数年の下津保育園、出合保育園、津布田保育園に通う保育所児童数を勘案し、発生する待機児童数を予測した上で、140名と設定しています。

矢田松夫委員 新しい保育所の定員を140人にしても、待機児童は出ないということですね。

別府子育て支援課主幹 特定の保育所に行きたいという希望が全部かなえばい

いんですが、市内の私立保育園とも調整しないといけないと考えています。新しい保育所に入りたいという方々の希望が全てかなうかは分かりませんが、市内全体での保育所需要を調整したいと考えています。

矢田松夫委員 開園に向けた準備行為として、どのようなことを予定しているのかをお答えください。

別府子育て支援課主幹 保育所の入所申込みは、前年度の11月から受け付けます。その際に、正式な名称が決まっていないと、申込者が混乱されますので、その時点までに名称を確定させたいと思います。申込みの事務が準備行為の一番大きなものであると想定しています。

大井淳一郎委員長 そのほかはよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）委員会資料として頂いた応募用紙について、複数の委員から、結果的に、示されていた六つの案が中心になったという指摘がありました。誘導のつもりはないということでしたが、今後、名称を検討される際には、この指摘をしっかりと参考にしていただきたいです。また、応募された方に丁寧な説明をしてください。応募された方の住所等分かっておりますので、広報に載せるだけではなく、「こういう過程で、この名前に決まりました。今後とも御協力お願いします。」といった、文書の送付を是非行っていただきたいと思います。そのほかよろしいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、質疑を打ち切りたいと思います。議案第53号山陽小野田市保育所条例の一部を改正する条例の制定についての討論はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは、討論は以上とします。それでは、議案第53号山陽小野田市保育所条例の一部を改正する条例の制定について賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

大井淳一郎委員長 全員賛成にて可決すべきものと決しました。ここで職員入替えのため、暫時休憩いたします。11時20分から再開します。

午前11時9分 休憩

大井淳一郎委員長 それでは委員会を再開します。続きまして、議案第 52 号山陽小野田市サッカー交流公園条例の一部を改正する条例の制定についてです。審査に入る前に、この度のネーミングライツの結果について、担当課から報告を受けたいと思います。

石田文化スポーツ推進課長 まず、山陽小野田市立サッカー交流公園のネーミングライツの決定について御報告します。令和 3 年 4 月 1 日に、山口県からサッカー交流公園が移管されました。この施設につきまして、施設等の魅力を向上させるとともに、市の新たな財源を確保することにより、市民サービスの向上を図ることを目的としまして、ネーミングライツの募集を行いました。令和 3 年 4 月 1 日から 4 月 30 日までの 1 か月間を期間として募集したところ、1 社から応募がありました。それを基に、審査委員会を開催し、所定の手続を経て、命名権者は、小野田商業開発株式会社に決定しました。契約期間は、令和 3 年 6 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの 3 年 10 か月です。施設の愛称は、「おのサンサッカーパーク」と決定しました。命名権料は、税抜の価格で年間 155 万円です。

大井淳一郎委員長 報告が終わりましたので、議案の審査に入ります。山陽小野田市サッカー交流公園条例の一部を改正する条例の制定についての説明を求めます。

石田文化スポーツ推進課長 それでは、議案第 52 号山陽小野田市立サッカー交流公園条例の一部を改正する条例の制定について御説明します。令和 3 年 4 月 1 日から、山陽小野田市立サッカー交流公園として、市が運営を開始しています。この施設には、「スポーツ活動を通じて市民の交流及び連携を促進し、市民の誰もが心身ともに健やかに暮らし、活力と笑顔あふれるまちづくりに寄与する。」という設置目的があります。今回の改正は、今後、この設置目的に沿って、より良い管理、運営を行うため、令和 4 年 4 月以降の指定管理者制度導入を可能とするための所要の改正を行うものです。お手元にお配りしている資料に基づいて御説明します。追加する条文の内容は、第 13 条から第 16 条までです。まず、第 13 条で「管理運営上必要と認めるときは、地方自治法第 244 条の

2 第3項に規定する指定管理者に交流公園の管理を行わせることができる」と規定し、指定管理者の規定を追加しております。次に、第14条で指定管理者が行う業務の範囲を交流公園の使用許可及び維持管理に関する業務、その他市長が必要と認める業務としております。また第15条で「当該条例等に従い、適正に施設の管理を行わなければならない。」と規定し、指定管理者が行う管理の基準を定めています。最後に、第16条で「当該条例に定める額の範囲内において、市長の承認を得た利用料金を指定管理者の収入として収受すること。また、減免還付については、市長が定める基準に従い行うこと」と規定しています。なお施行日につきましては、公布の日からとしています。御審査のほど、よろしくお願いいたします。

大井淳一郎委員長 担当課からの説明が終わりましたので、委員の皆様からの質疑をお願いします。説明資料に関連する質問の場合は、ページ等を示してください。

河崎平男委員 指定管理者の収入は年間でどのぐらいを予定していますか。

大井淳一郎委員長 予算委員会の資料を頂きましたが、これによって若干変わってくるんじゃないかという意味も含めての質問だと思います。何か影響がありそうでしょうか。

石田文化スポーツ推進課長 令和3年4月からは、直営で運営しています。令和3年度の当初予算は、利用料収入、使用料として、1,154万円を見込んでいます。

大井淳一郎委員長 この条例の制定による今年度予算への影響はないということですね。（「はい」と呼ぶ者あり）

河崎平男委員 14条の「市長が必要と認める業務」は、どんなものがありますか。

石田文化スポーツ推進課長 現在、仕様書を作成しています。仕様書等には、スポーツによるまちづくりの推進、多世代が交流できる施設という設置目的に沿った内容を盛り込むことを考えています。

水津治副委員長 16条第5項「既納の利用料金は、還付しない。」ということですが、こういったものを想定されていますか。

石田文化スポーツ推進課長 利用料金については、規則に利用料金の支払い方法、還付等の規定があります。その中で、利用料金の還付ができるもの、出来ないものという基準があり、基本的に、納めていただいた利用料金は還付しません。（「はい」と呼ぶ者あり）補足します。指定管理者制度を導入する施設には、第13条から第16条の内容が全て盛り込まれています。

水津治副委員長 同じく16条第5項「ただし、指定管理者は、市長が定める基準に従い、利用料金を還付することができる。」ということですが、具体的に還付できる事例を教えてください。

石田文化スポーツ推進課長 ただいま新型コロナウイルス感染症がまん延しており、令和3年5月21日から5月30日までの間、市の主催事業を中止いたしました。それに伴い、利用を申し込まれていた方々にも、利用の自粛等をお願いしています。市からの利用自粛要請に基づいて、利用を中止された方や団体に対しては、還付を行っています。

松尾数則委員 第16条に「市長が定める基準」とありますが、これはどういった基準ですか。今週末頃から高校のインターハイ予選が行われますよね。それも踏まえて、「市長が定める基準」を知りたいです。

石田文化スポーツ推進課長 この基準は、山陽小野田市サッカー交流公園条例施行規則に定めています。

南部文化スポーツ推進課課長補佐 通常の利用の場合に、利用日の7日前までにキャンセルした場合は、8割返還します。7日前を過ぎてキャンセルとなった場合は、返還はありませんと取決めをしています。そのほか施設管理者側の都合で施設が使えない場合は、全額お返しするという取決めをしています。

石田文化スポーツ推進課長 補足します。還付について説明しましたが、減免

については、例えば、市が公用で使用するときには全額免除、市又は教育委員会が共催して使用するときは2分の1減額等を規定しています。

松尾数則委員 何となく分かりました。高校のインターハイ予選やスポーツ少年団の活動などは減免があるわけですね。

南部文化スポーツ推進課長補佐 減免については、インターハイ予選で学生が利用する場合は、半額減額と定めております。

吉永美子委員 本市は、指定管理者制度を導入して久しく、公共施設を指定管理者に管理していただくという流れがあるのは確かです。しかし、市の直営としたサッカー交流公園を指定管理者に決め手となったメリットは何でしょうか。

石田文化スポーツ推進課長 指定管理者制度を導入以外の官民連携の手法も併せて検討しました。その中で、指定管理者制度の導入とした理由は、施設の特性から、使用許可権限等を民間事業者に委ねることで、民間事業者のノウハウを生かした効果的、効率的な運営ができると考え、指定管理者制度を導入するという方向性で進めています。

吉永美子委員 指定管理者の導入に当たって、契約期間は決まっていますか。

石田文化スポーツ推進課長 契約期間はどの程度が適切かということも含めて、現在仕様書の中身を検討しています。

河崎平男委員 指定管理者は、管理、運営のほかに営業はできるんですか。

石田文化スポーツ推進課長 サッカー交流公園は、用途地域の変更が行われ、物販等もできるようになってきています。現在、仕様書を作成していますが、指定管理者にいろいろな民間のノウハウを最大限生かしていただき、官ではなし得ない、いろいろな御提案を頂きながら、サッカー交流公園を運営していただきたいと考えております。

河崎平男委員 指定管理者の名称は、どこに設置されるんですか。

石田文化スポーツ推進課長 指定管理者制度を導入した場合に、指定管理者の名称をどこかに掲示するということは予定しておりません。河崎委員がおっしゃられたのは、命名権者の看板と理解してよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）そちらの看板は、命名権者と設置の協議をしています。この看板は、小野田商業開発の費用で設置する予定です。設置に当たっては様々な許可申請等が必要になりますので、随時協議しながら進めて行きます。

水津治副委員長 サッカー交流公園には広い面積の芝がありますよね。設備面等を考えたときに、市内業者が指定管理者になれる可能性はありますか。

石田文化スポーツ推進課長 仕様書を作成する中でいろいろ検討しており、市の指定管理者制度マニュアルに沿って検討することになると思います。市内に芝の管理が十分にできる事業者がいるかについては、サッカー交流公園を県が所有し、運営協会が指定管理を受けていたときには、市内業者が受託されていました。また、今年度も、市内業者が受託されています。サッカー交流公園の特徴は、プロサッカーチームの練習拠点となっている点です。今後、プロが使用する環境の整備をどこまで求めているか、それを仕様書にどのように入れ込めるかを検討する中で、市内業者か市外業者かを考えていきますので、現時点でどちらということは、決定していません。

大井淳一郎委員長 維持管理、今後想定される物販、スポーツ以外の活用等の全てを一つの指定管理者が行うのであれば、指定管理者は、市外業者等になるのかもしれませんが。この辺りの指定管理の定め方はどのように考えておられますか。市外業者であっても仕方ないという考えですか。

石田文化スポーツ推進課長 その辺りは、現在検討しています。まず、市が目指すところ、そして、民間事業者を目指してほしいところをこれからすり合わせ等していくようになると思います。その結果として、市内業者では難しいのか、市外業者でないといけない内容のものなのかを検討し、最終的にどうするかを考えたいと思います。

大井淳一郎委員長 例えば、市内業者か市外業者かを問わず、指定管理者が決まったとします。その指定管理者とは別に、維持管理を市内業者に委託

するという手法は考えておられますか。かつて山口県がそういう手法を採られていたと思います。

石田文化スポーツ推進課長 そういったことも検討して、最終的な仕様をどのようにするかを決めたいと思います。

水津治副委員長 この条例を可決された場合のスケジュール案はありますか。

石田文化スポーツ推進課長 今後のスケジュールは、市の指定管理者制度マニュアルに沿って行っていくようになります。原則、公募を行うと理解しています。その場合、予定ですが、仕様書を作成し、8月頃の公募が第1段階と考えています。

大井淳一郎委員長 そのほかはよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは質疑を打ち切ります。討論はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。それでは採決に入ります。議案第52号山陽小野田市立サッカー交流公園条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

大井淳一郎委員長 全員賛成にて可決すべきものと決しました。それでは、民生福祉常任委員会を閉じます。お疲れ様でした。

午前11時44分 散会

令和3年5月28日

民生福祉常任委員長 大井淳一郎